# 二宮町生活交通確保維持改善計画(案) (地域内フィーダー系統確保維持計画)

平成30年6月 日 二宮町地域公共交通活性化協議会 会長 大森 宣暁

# 生活交通確保維持改善計画の名称

二宮町生活交通確保維持改善計画(地域内フィーダー系統確保維持計画)

#### 1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

二宮町においては、JR東海道本線の二宮駅と、国道1号と県道71号(秦野二宮線)を軸とした路線バスを中心に、タクシー、コミュニティバス、乗合タクシーにより構成される公共交通機関網が広がっている。これらの公共交通については、駅や大規模商店、病院などを利用する町民の日常生活機能を担う中で、特に車を運転できない高齢者等を中心に、生活に必要不可欠な交通として機能している。しかし、人口減少と自家用車の普及により、二宮町の公共交通機関の利用者は減少を続け、収支悪化による路線の縮小など、運行に様々な問題が発生している。

そのような中、路線の縮小や急傾斜地といった要因で発生した公共交通空白不便地域の生活の足を確保するため、平成 25 年度にコミュニティバスの再編を行ったうえデマンド型交通を導入した。

しかし、利用促進キャンペーンを経ても目標に掲げる乗車人数と実績が乖離したうえ、デマンド型交通導入地域からもコミュニティバスの利用希望が多くなったため、平成 29 年9月末をもって休止とし、コミュニティバスの再編を行った。

コミュニティバスの再編に際し、町の交通計画に掲げる「誰もが移動手段を確保することができ、維持し続けられることができる公共交通体系」となるため、停留所の設置箇所やルート、ダイヤを再設定したほか、町民がコミュニティバスを乗り支える仕組みや利用実績を把握できるシステムを導入した。

今後、さらなる高齢化の到来が見込まれる中、高齢者による交通事故や孤立する高齢者等の発生を防ぐためにも、地域公共交通確保維持改善事業により地域公共交通の確保・維持し、いわゆる交通弱者の生活の足を確保していくことが必要である。

## 2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果

#### (1) 事業の目標

#### 【目標】

- ○コミュニティバス乗車人数 (実績 59 人/日) 目標 平成 31 年 100 人/日 平成 32 年 100 人/日 平成 33 年 100 人/日 ※実績値は平成 29 年 10 月から平成 30 年 3 月までの数値
- ○乗り支える仕組みへの協力 手形及び回数券購入者 (実績 164人)目標 平成31年 300人 平成32年 310人 平成33年 320人※実績値は平成29年10月から平成30年3月までの数値
- ○外出が週1回未満の高齢者割合の減少 (現状 5.9% 平成29年2月) 目標 平成32年 5%未満(※町民アンケートより)

# (2) 事業の効果

今後増大する高齢者を中心とする交通弱者やデマンド型交通を導入していた交通不便地域(山西地区及び富士見が丘・松根地区)の、日常生活に必要不可欠な移動手段が確保される。また、他の公共交通機関と連携するため、交通結節点を中心とした運行をすることで、交通弱者等の移動範囲が拡大したり社会参画が促進されたりして、結果として地域の活性化が期待できる。さらに、割引手形などの乗り支える仕組みを導入することで、交通弱者以外の方にも利用が促進され、現在の公共交通を維持する「乗り支える意識」の醸成を図る。

# 3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体

- ・公共交通機関の利用促進として、スマートムーブを紹介した啓発冊子を町開催イベント において啓発を行う(二宮町)
- ・バス停ごとの乗降データを活用し、実績に応じた利用促進策を検討する。 (二宮町、地域住民)
- ・沿線の学校に利用促進を行う。(二宮町)
- 4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び 運行予定者

別添の表1のとおり。

- 5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の負担者
  - 二宮町から運行事業者への補助金額については、運行収入及び国庫補助金を運行経費から差し引いた差額分を負担することとしている。
- 6. 補助金の交付を受けようとする補助対象事業者の名称

神奈川中央交通西株式会社

7. 補助を受けようとする手続きに係る利用状況等の継続的な測定方法 【活性化法法定協議会を補助対象事業者とする場合のみ】

※該当なし

8. 別表 1 の補助対象事業の基準二ただし書に基づき、協議会が平日 1 日当たりの運行回数が 3 回以上で足りると認めた系統の概要

# 【地域間幹線系統のみ】

※該当なし

9. 別表1の補助対象事業の基準ハに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に 準ずる生活基盤が整備されている」認めた市町村の一覧

# 【地域間幹線系統のみ】

※該当なし

10. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項

# 【地域間幹線系統のみ】

※該当なし

11. 外客来訪促進計画との整合性

【外客来訪促進計画が策定されている場合のみ】

※該当なし

12. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

# 【地域内フィーダー系統のみ】

別添の表5のとおり。

13. 車両の取得に係る目的・必要性

【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

二宮町のコミュニティバスの車両は平成 12 年から路線バスとして運行していたものを、平成 14 年からコミュニティバスとして運行したもので、耐用年数を大幅に上回る 17 年を経過し、老 朽化が著しく、山坂が多い二宮町の地域的特性を考慮すると故障や排気ガスの問題もあり、早急に更新する必要がある。また、ツーステップバスのため、日中の主な利用者である高齢者や子育て世帯、妊産婦等が利用しにくく、利用促進における課題となっているため、ノンステップ車両を 1 台購入する必要がある。

14. 車両の取得に係る定量的な目標・効果

【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

(1) 事業の目標

#### 【目標】

○コミュニティバス乗車人数 (実績 59 人/日)

目標 平成 31 年 100 人/日 平成 32 年 100 人/日 平成 33 年 100 人/日

- ※実績値は平成 29 年 10 月から平成 30 年 3 月までの数値
- ○乗り支える仕組みへの協力 手形及び回数券購入者 (実績 164人)

目標 平成 31 年 300 人 平成 32 年 310 人 平成 33 年 320 人

- ※実績値は平成29年10月から平成30年3月までの数値
- 〇外出が週1回未満の高齢者割合の減少 (現状 5.9% 平成29年2月)

目標 平成32年 5%未満(※町民アンケートより)

## (2) 事業の効果

ノンステップ車両の導入により、誰もが乗りやすく、使いやすいものとなり、特に高齢者や妊 産婦、身体的障害がある方の利用が期待される。

また、新規更新した車両に町のPRキャラクターを活用したラッピングをすることで、普段自家用車を使用しがちな子育て世帯にも関心をもってもらい、利用していただくことで、環境面においても効果が期待できる。

なお、これまで把握が困難であったバス停ごとの乗降データが集計できる機材を導入することで、利用実績に応じた運行の見直しを定期的に行い、利便性を向上させていく。

さらに、町では特に日中の利用が期待される高齢者、妊産婦、就学前児童を養育している子育 て世帯のさらなる利用促進のため、割引手形を導入することで、車両、ルート、料金の各面にお いて乗りやすい、使いやすいを実感していただくことを目標にしている。

15. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者、要する費用の負担者<u>【車両</u> 減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする 場合のみ】

別添の地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱表6及び表8 なお、二宮町から運行事業者への補助金額については、国庫補助金を差し引いた差額分を負担することとしている。 16. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画(車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策)

# 【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

※該当なし

## 17. 協議会の開催状況と主な議論

平成23年8月4日(第1回) 協議会設立・事業内容についての協議

平成 24 年 1 月 18 日 (第 2 回) アンケート結果報告、ワークショップの実施協議、地域公 共交通計画協議

平成 24 年 2 月 21 日 (第 3 回) 地域公共交通における目標・基本方針の決定、次年度スケジュール協議

平成 24 年 6 月 28 日 (第 4 回) 二宮町地域公共交通活性化協議会事務局規定及び財務規定、 歳入歳出予算、二宮町における地域公共交通施策の協議

平成 24 年 10 月 24 日 (第 5 回) 地区懇談会の実施報告、地域公共交通計画施策の検討、モビリティ・マネジメントの実施協議

平成 24 年 12 月 18 日 (第6回) 二宮町地域公共交通計画素案の検討、モビリティ・マネジメント (事前) 結果報告

平成25年2月22日(第7回) 二宮町地域公共交通計画(案)の検討、生活交通ネットワーク計画(案)(地域内フィーダー系統確保維持計画)(生活交通改善事業計画)協議

平成 25 年 6 月 26 日 (第 1 回) 事業決算報告及び平成 25 年度予算、生活交通ネットワーク計画協議

平成 25 年 8 月 28 日 (第 2 回) デマンドタクシーの運行、コミュニティバスの再編、既存コミュニティバスの計画変更協議

平成 26 年 3 月 28 日 (第 3 回) デマンドタクシー・コミュニティバスの運行状況報告、平成 26 年度予算協議

平成26年6月26日(第1回) 事業決算報告・生活交通ネットワーク計画協議

平成 27 年 2 月 19 日 (第 2 回) コミュニティバス・デマンドタクシーの利用状況、モビリティ・マネジメントの報告、平成 27 年度予算協議

平成 27 年 6 月 22 日 (第 1 回) 事業決算報告·生活交通確保維持改善計画協議

平成 28 年 1 月 29 日 平成 27 年度事業評価

(持ち回り協議にて、全ての構成員から合意を得られた)

平成 28 年 3 月 28 日 (第 2 回) コミュニティバス・デマンドタクシーの利用状況、利用意向アンケート調査結果報告、平成 28 年度予算協議

平成 28 年 6 月 30 日 生活交通確保維持改善計画協議

(持ち回り協議にて、全ての構成員から合意を得られた)

平成 28 年 7 月 21 日 (第 1 回) 事業決算報告・コミュニティバス及びデマンドタクシーの 見直し方向性協議

平成 28 年 12 月 21 日 (第 2 回) 見直しに向けた説明会報告、デマンドタクシーの休止、コミュニティバス再編協議、乗り支える仕組みの導入検討

平成 29 年 1 月 24 日 平成 28 年度事業評価

(持ち回り協議にて、全ての構成員から合意を得られた)

平成 29 年 3 月 9 日 (第 3 回) 意見募集結果と意見回答協議、コミュニティバス運行ルート・時刻表、乗り支える仕組みの導入協議

平成29年5月19日(第1回) 事業決算報告・コミュニティバス運行計画、乗り支える仕

組み、二宮町地域公共交通計画協議

平成 29 年 6 月 28 日 コミュニティバス運行計画 (修正)

(持ち回り協議にて、全ての構成員から合意を得られた)

平成 29 年 7 月 31 日 二宮町地域公共交通計画(中期施策素案)意見照会

平成29年8月31日(第2回) デマンドタクシーの運行の休止報告、生活交通確保維持改

善計画協議運行の休止

平成30年1月10日 二宮町地域公共交通計画(中期施策案)意見照会

平成 30 年 1 月 31 日 平成 29 年度事業評価

(持ち回り協議にて、全ての構成員から合意を得られた)

平成30年2月15日(第3回) コミュニティバスの愛称、コミュニティバス・デマンドタ

クシーの利用状況報告、二宮町地域公共交通計画(中期施

策)、平成30年度予算協議

平成30年6月14日(第1回) 事業決算報告、デマンドタクシーの運行の休止延長、コミ

ュニティバス運行計画、生活交通確保維持改善計画協議

## 18. 利用者等の意見の反映状況

#### 平成23・24年度

- ・町民アンケート調査(平成23年9月)・町民ワークショップ(平成23年11~12月)
- ・地区別懇談会及び地区別アンケート(平成24年6~9月)
- ・二宮駅マイカー送迎モビリティ・マネジメント (平成24年11月~平成25年2月)
- ·町民意見募集(平成25年1~2月)

#### 平成25年度

・地区説明会(平成25年5月・9月)・地区役員との意見交換会(随時実施)

## 平成26年度

・地区役員との意見交換会(随時実施)・モビリティ・マネジメント(平成26年10月)

#### 平成27年度

- 地区役員との意見交換会(随時実施)
- ・コミュニティバス・デマンドタクシー利用意向アンケート調査(平成28年2月)

#### 平成28年度

- ・地区役員との意見交換会 (随時実施)・見直しに向けた意見交換会 (平成 28 年 9 月・11 月)
- ・コミュニティバス運行ルート(案)及び時刻表(案)に対する意見募集 (平成28年12月~平成29年1月)

## 平成29年度

・地区役員との意見交換会 (随時実施)

#### 平成30年度

・地区役員との意見交換会(随時実施)

# 19. 協議会メンバーの構成員

関係都道府県	神奈川県(県土整備局都市部交通企画課)
関係市区町村	二宮町(副町長)

	神奈川中央交通株式会社						
	相模中央交通株式会社						
	JR 東日本旅客鉄道株式会社横浜支社						
交通事業者・交	一般社団法人神奈川県バス協会						
通施設管理者等	一般社団法人神奈川県タクシー協会						
	神奈川県大磯警察署						
	神奈川県平塚土木事務所						
	二宮町(都市部)						
地方運輸局	関東運輸局神奈川運輸支局						
	学識経験者(宇都宮大学教授)						
	神奈川県交通運輸産業労働組合協議会						
フの辿む業会ぶ	二宮町地区長連絡協議会						
その他協議会が	二宮町PTA連絡協議会						
必要と認める者	二宮町ゆめクラブ連合会						
	— D = 1 1 5 00 7 7 7 2E D A						
	一般公募町民						

# 【本計画に関する担当者・連絡先】

(住 所)神奈川県中郡二宮町二宮961

(所 属) 二宮町地域公共交通活性化協議会事務局

(氏 名)高澤 晃

(電 話) 0463-71-3311 **内線** 356

(e-mail) kikaku@town.ninomiya.kanagawa.jp

# 表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者(地域内フィーダー系統)

30年度

	運行予定者名	運行系統名 (申請番号)	運行系統			系統	計画	計画	再編特	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7及び別表9)				
市区町村			起点	経由地	終点	キロ程	運行 日数	運行 回数	例措置	運行態様の 別	基準口で 該当する 要件	接続する補助対象 地域間幹線系統等 との接続確保策	基準二で該 当する要件 (別表7のみ)	
	神奈川中央交通西株式会社	(1) 二宮町コミュニティバス1(右循環)	二宮駅北口	山西小学校 前・富士見が 丘児童館前	二宮駅北口	11.4km 循環	244日	488回		路線定期運行	②(2)	地域間交通ネットワークと 起点及び終点又は経由す る停留所において接続する	3	
	神奈川中央交通西株式会社	(2) 二宮町コミュニティバス1(左循環)	二宮駅北口	富士見が丘 児童館前・山 西小学校前	二宮駅北口	11.8km 循環	244日	488回		路線定期運行	②(2)	地域間交通ネットワークと 起点及び終点又は経由す る停留所において接続する	3	
二宮町	神奈川中央交通西株式会社	(3) 二宮町コミュニティバス2(右循環)	二宮駅北口	峠公園・西公 園前	二宮駅北口	10.9km 循環	244日	488回		路線定期運行	②(2)	地域間交通ネットワークと 起点及び終点又は経由す る停留所において接続する	3	
	神奈川中央交通西株式会社	(4) 二宮町コミュニティバス2(左循環)	二宮駅北口	西公園前·峠 公園	二宮駅北口	11.3km 循環	244日	244回		路線定期運行	②(2)	地域間交通ネットワークと 起点及び終点又は経由す る停留所において接続する	3	
		(5)				往 km 復 km	日	回						

# (注)

- 1. 区域運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域を記することとし、「系統キロ程」について記載を要しない。
- 2. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
- 3. 「再編特例措置」については、地域公共交通再編実施計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9)を受けて補助対象となる場合のみ「〇」を記載する。
- 4. 「運行熊様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行の別を記載すること。
- 5. 「接続する補助対象地域間幹線系統等と接続確保策」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークと、どのように接続を確保するかについて記載する。
- 6. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。

市区町村名    二宮町
市区町村名    二宮町

(単位:人)

	(十位:八)
	人口
人口集中地区以外	2870
交通不便地域	589

交通不便地域の内訳

Х,	(四个) 大地域の内部									
	人口	対象地区	根拠法							
	443	富士見が丘地区	関東運輸局長指定							
	146	山西地区	関東運輸局長指定							

国庫補助上限額の算定

対象人口	算定式	国庫補助上限額
589人	589人×120円×0. 7+200万円=	2,049,476円

#### (1)記載要領

- 1. 人口は最新の国勢調査結果を基に記載すること。ただし、地方運輸局長等が指定する 交通不便地域の場合は、申請する年度の前年度の3月末現在の住民基本台帳を基に 記載すること。
  - ※なお、実施要領等で別に定める場合は、それによること。
- 2. 「人口集中地区以外」の欄は、国勢調査結果により設定された人口集中地区に該当しない地区の人口を記載すること。
- 3. 「交通不便地域」の欄は、過疎地域自立促進特別措置法に基づく過疎地域(過疎地域とみなされる市町村、過疎とみなされる区域を含む。)、離島振興法に基づく離島振興対策実施地域、山村振興法に基づく振興山村に該当する地域の人口及び実施要領(2.(1)④)に基づき地方運輸局長等が指定する交通不便地域の人口の合計(重複する場合を除く)を記載すること。
- 4. 「対象地区」の欄には、当該市町村の一部が上記3. に掲げる法律(根拠法)に基づき 地域指定されている場合に、根拠法ごとに当該区域の旧市町村名等を記載すること。 また、地方運輸局長等が指定する交通不便地域が存在する場合には、該当する区域 名を記載すること。
- 5. 「根拠法」の欄は、交通不便地域を地方運輸局長等が指定した場合は、「局長指定」と 記載すること。

#### (2)添付書類

1. 人口集中地区以外の地区及び交通不便地域の区分が分かる地図 (ただし、全域が交通不便地域となる場合には省略可)

# 表6 車両の取得計画の概要(地域内フィーダー系統)

市区町村	バス事業者等名	申請番号	運行の用に供す る補助対象系統 名 (申請番号)	補し	助対象車両の和 ロ	重別	乗車定員	購入年月	再編 特例 措置	購入等の種別
	神奈川中央交通西株式会社	1	(1) 二宮町コミュニティバス1 (右・左循環) 二宮町コミュニティバス2 (4) (右・左循環)	ノンステップ型 	スロープ付き	標準仕様	34			一括
		2								
二宮町		3								
		4								
		5								

#### (注)

- 1. 「補助対象車両の種別」については、イ欄にノンステップ型、ワンステップ型又は小型車両の別を、ロ欄にスロープ付き又はリフト付きの別を、ハ欄に標準仕様(ノンステップバス認定要領(平成22年6月4日付け国自技第49号又は平成27年7月2日付け国自技第75号)に基づく認定を受けたもの)又は非標準仕様の別を記載すること。
- 2. 「乗車定員」については、座席数(運転席を含む)に立席数を加えた数を記載すること。なお、立席は座席を除いた面積を1人当りの専有面積0.14平方メートルで除した数とする(道路運送車両保安基準第24条、第53条)。
- 3. 「再編特例措置」については、地域公共交通再編実施計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9)を受けた補助対象系統の運行の用に供する場合のみ「〇」を記載する。
- 4. 「購入年月」については、初年度については購入予定年月を記載すること。
- 5. 「購入等の種別」については、一括、割賦又はリースの別を記載すること。